

本件における個人情報の取扱いについて

株式会社ディーノシステム(以下当社)はお客様からお預かりした個人情報を保護するため、並びに当社の事業活動に関連する個人情報を保護するため、「個人情報保護方針」に基づく活動を展開し、遵守していきます。

1. 個人情報の利用目的について

(1) 当社は、ご提供頂いた個人情報を以下の目的のために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ① 『Buzip』に掲載するため
- ② ご連絡やお問合せへの対応のため
- ③ メールマガジンを配信するため
- ④ 求人エントリー情報を提供するため

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用することがあります。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 個人情報の提供について

当社は、本人の同意がある場合及び上記1の(2)の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

3. 個人情報の開示等について

当社は、本人から開示対象個人情報について利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の求めがあった場合には、遅滞なく対応します。

4. 個人情報を収集する法人の正式名称

株式会社ディーノシステム

責任者: 土田 俊

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-6-1

TEL: 03-3211-4441 FAX: 03-3201-4448

Eメール: cs@d-nuo.co.jp

5. 当社が取得した個人情報の委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を、業務委託先に預託することがあります。その際、業務委託先としての適格性を十分審査するとともに、契約にあたって守秘義務に関する事項等を規定し、情報が適正に管理される体制作りを行います。

6. 個人情報の開示等及び苦情・相談の受付窓口について

個人情報の開示等及び苦情・相談につきましては、当社責任者までお申し出ください。

7. 個人情報を与えることの任意性

個人情報の提出は任意です。ただし提出いただけない場合には本件の業務において支障をきたす場合があります。

▼反社会的勢力の排除

<1> 運営会社は、契約者、契約者の役員および契約者の経営に実質的に関与している者が次の各号一に該当する場合、何らの通知・催告を要しないで、基本契約、個別契約の名称を問わず、両者間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準じるもの（以下、「反社会的勢力」という。）と認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき。
- ② 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、違法な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき

<2> 運営会社は、契約者が<1>のいずれかに一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、契約者の調査を行うことができ、契約者はこれに協力するものとします。また、契約者は、自らが第 1 項のいずれかに一にでも違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、運営会社に対し、直ちにその旨を通知するものとします。なお、契約者が運営会社の調査に非協力的であると運営会社が判断した場合、同契約者を反社会的勢力またはその協力者とみなすことができるものとします。

<3> 契約者は、契約者、契約者の役員および契約者の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力のいずれでもないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

<4> 運営会社は、第 1 項の理由により解約措置を行った場合には、契約者に対し制作費 12 万円及び契約期間分の掲載管理費（2 万円×12 ヶ月分）を一括にて請求するものとします。既に年間一括にて掲載管理費を支払われていた場合は、契約者は制作費及び掲載管理費の返還を求められません。

<5> 運営会社は、前各項の規定により契約を解除した場合には、契約者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により運営会社に損害が生じたときは、契約者はその損害を賠償するものとします。

<6> 契約者は、契約者、契約者の役員および契約者の経営に実質的に関与している者が第 1 項各号の一に該当する場合、運営会社に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、残債務について一括して弁済する義務を負うものとします。